

文化財保存修復国際情報データベース化に関する研究 (③セ07-10-5/5)

世界各地の文化財及びその保存修復に関する情報を収集・整理し、調査研究に活用するとともに、関連分野の専門家に対して効果的に発信していくことを目的にデータベースを作成する。

また、文化遺産国際協力センターでこれまでに実施してきた事業の成果をデータベース化して公開する。

1. 情報の収集とデータベース化

目的：世界各地、特に現在文化遺産国際協力センターで調査研究の対象としている地域に関連して、文化財やその保護の状況に関する総合的な情報を収集する。

成果：平成13年度から収集を行っている世界各国の文化財保護に関連する法令について、法令を収集するとともに、日本の文化財保護法で用いられている分類を手がかりとして、各国の法令が対象とする文化財による分類を行い、データベース化を実施した。

2. 情報の発信

目的：文化財保存修復や国際協力事業に携わっている専門家を対象に、文化遺産国際協力センターが行っている調査研究などの事業に関する成果を公開する。

成果：これまでに和訳した世界各国の文化財保護に関連した法令の条文についてPDF化を行い、ウェブサイト公開している。印刷物としては、まず、タジキスタンの法令についてロシア語から和訳し、『文化財保護関連法令シリーズ[10]』として印刷・出版した。また、フランスの『文化財法典』の和訳のうち後半部分を『文化財保護関連法令シリーズ[9-a2]』として出版した。さらに、ブータンの文化財保護関連の法令2件を和訳した。法令の翻訳にあたっては、原語に忠実で説明的な直訳を心がけることで、日本語の類似の制度などとの混同を避ける工夫を図っている。

また、文化遺産国際協力センターのウェブサイトで、最新の出版物の目次やプレスリリース等を掲載することで、研究成果を公開している。

3. 文化財データベースに関する調査

目的：各国の文化財に関するデータベースの構造や活用の事例について関係機関への調査を行うことで、文化財データベースの構築・改善に寄与する。

成果：オーストリアの文化財保護に携わる国立の機関である、Bundesdenkmalamt（連邦記念物局）の専門家に対して、不動産文化財のGISデータベースについて聞き取り調査を行った。オーストリアは、連邦の文化財保護法が存在し、単体の不動産文化財の保護は連邦が管轄するなど、近隣のドイツのような連邦制の国と比べて連邦の権限が強く、文化財保護制度の面でも興味深い。2010年に文化財インベントリーを完成し公開するとの方針が出されていたことから今回の調査を行った。連邦記念物局ではフランスなどデータベースを構築済みの国について情報を集めたが、そのまま応用可能なものがなかったため、現在独自のシステムを構築しているところで、2011年の公開が目標とのことである。なお、文化財保護法の改正も予定されていることから、今後も調査を継続する。

刊行物 3件：『各国の文化財保護関連法令シリーズ [9-a2]フランス文化財法典（後編）』、『各国の文化財保護関連法令シリーズ [10]タジキスタン』、『各国の文化財保護関連法令シリーズ [11]ブータン』

研究組織

○二神葉子、清水真一、岡田健、山内和也、朽津信明、友田正彦、今井健一朗（以上、文化遺産国際協力センター）